

No	質問	回答
1	<p>「『縁むすびプロジェクト企画運営業務仕様書』 5 業務の詳細 (5) 企画提案の条件」について</p> <p>エ 本業務は、国の交付金である地域少子化対策重点推進交付金を活用して実施する。当交付金を適切に活用できるよう、結婚支援イベント及び結婚支援セミナー各々において、対象経費の上限額を順守して企画・運営すること。</p> <p>(ア) 一回参加者一人あたり経費10,000円(税抜) ※ 広報費や一般管理費等を含む</p> <p>上記について、募集定員120名以上という条件があるが、一人10,000円×120名=1,200,000円(税抜) 以内で納めなくてはならない具体的な経費の対象となる項目を教えてください。</p>	<p>経費の対象となるのは、仕様書5条(1)、(2)及び(4)に係る、業務実施に直接必要となるものであり、謝礼や旅費、消耗品費、通信運搬費、会場使用料、人件費、借上料、保険料、広報費、一般管理費などです。</p> <p>なお、備品など財産を取得する経費や、参加者の飲食代やチケット代などの個人で消費するものにかかる経費は、委託料に含めないでください。</p>